

国費受入れ不備事案に関する調査報告書

令和6年9月4日
福井県

I	調査の経緯・目的	1
II	調査の概要	1
1	調査体制	1
2	調査の進め方	1
III	調査の結果	3
1	調査様式に基づく全庁調査の結果	3
2	人事資料・監査結果に基づく調査結果	4
3	監査委員による監査結果	4
4	国費受入れ不備事案の内容	5
IV	国費受入れ不備事案の発生原因と再発防止策	11
1	発生原因	11
2	監査委員による監査結果	11
3	再発防止策	11
	(参考) 調査様式	14

I 調査の経緯・目的

令和5年度に、水産庁所管の国費約4.6億円について、手続きの不備により受入れできない事案が発生した。

また、同様に職員の手続きの不備により、国費を受入れできなかった事案が、平成30年度に2件、平成25年度に1件あったことが確認された。

このような中で、予算で見込んだ国費が、職員の手続きの不備により歳入できなかった事案（以下「国費受入れ不備事案」という。）が他になかったか確認するため、調査（調査様式に基づく全庁調査、人事資料・監査結果に基づく調査）を行うこととした。

II 調査の概要

I 調査体制

全庁調査の実施に当たり、令和6年7月11日にコンプライアンス推進会議を開催し、過去に発生した国費受入れ不備事案の問題点を共有するとともに、再発防止策の実施・徹底について、各部局副部長等に対し総務部長から指示を行った。あわせて、全庁調査の目的・調査方法について説明するとともに、調査は各所属長の責任の下、複数の職員で確認を行うことなどを要請した。

各所属から提出された調査様式は、総務部財政課において確認を行った。

なお、この全庁調査に関しては、監査委員による監査が行われた。（根拠法令：地方自治法第199条第5項）

また、全庁調査とは別に、総務部財政課・人事課において、過去20年間の人事資料・県報（監査結果）を確認した。

国費受入れ不備事案の発生原因および今後の再発防止策については、総務部財政課・人事課、会計局審査指導課により検討を行った。

2 調査の進め方

(1) 調査様式に基づく全庁調査

① 調査対象

(ア) 対象部局

知事部局（会計局を含む。）、教育委員会、警察本部、各種委員会、議会局

(イ) 対象範囲

期間：令和元年度～令和5年度（会計書類等の保存年限）

会計：一般会計、特別会計、企業会計

② 調査方法

(ア) 各所属における確認

- ・各所属において、2月補正予算の補正理由、歳入予算現額および決算額（収入済額）と交付額確定通知書等に記載されている国費の確定額（以下「国費確定額」という。）との乖離の理由について、交付決定通知書や繰越計算書等の会計書類等により確認し、調査様式により総務部財政課に報告

(イ) 総務部財政課による確認

- ・提出された調査様式の予算現額および決算額（収入済額）が総務部財政課で把握している金額と一致していることを確認し、調査漏れがないことを確認
- ・調査様式の「差引」欄および「額の確定との差」欄に数値が入力されている全ての事業について担当所属へヒアリングを行い、国費受入れ不備事案かどうか内容を確認

③ 調査の着眼点（国費受入れ不備事案の判断基準）

(ア) 2月補正予算の補正理由

- ・国の交付決定による増減、実績による増減以外の理由によるもの（調査様式1の「差引」欄に数値が入力されているもの）について、正当な理由がないものを国費受入れ不備事案と判断

(イ) 歳入予算現額と国費確定額との乖離の理由

- ・国の交付決定額との差があるもの、翌年度への事業繰越によるもの、歳出実績による不用額以外の理由で乖離が生じているもの（調査様式2の「差引」欄に数値が入力されているもの）について、正当な理由がないものを国費受入れ不備事案と判断

(ウ) 決算額（収入済額）と国費確定額との乖離の理由

- ・決算額（収入済額）と国費確定額との間に乖離が生じているもの（調査様式2の「額の確定との差」欄に数値が入力されているもの）について、正当な理由がないものを国費受入れ不備事案と判断

(2) 人事資料・監査結果に基づく調査

① 調査対象

期間：平成16年度～令和5年度

会計：一般会計、特別会計、企業会計

② 調査方法

- ・総務部財政課・人事課において人事資料・県報（監査結果）を確認し、予算で見込んだ国費が、職員の手続きの不備により歳入できなかったことが分かる事業について、国費受入れ不備事案と判断

Ⅲ 調査の結果

Ⅰ 調査様式に基づく全庁調査の結果

(1) 調査結果の概要

令和元年度から令和5年度までの国費を財源とする事業数（調査対象事業数）は、全体で5,524事業であった。

全庁調査の結果、下表のとおり、国費受入れ不備事案3件（7事業）を確認した。そのうち1件（1事業）は、今回の調査により新たに確認した事案である。

<年度毎の調査結果>

	R元	R2	R3	R4	R5	計
対象事業数	935事業	1,255事業	1,112事業	1,147事業	1,075事業	5,524事業
事案事業数	1事業	0事業	0事業	0事業	6事業	7事業
事案件数 (新たに確認)	1件	0件	0件	0件	2件 (1件)	3件 (1件)

(2) 調査結果の詳細

① 2月補正予算の補正理由の調査結果

国の交付決定による増減、実績による増減以外の理由により2月補正予算への計上を行った事業（調査様式1の「差引」欄に数値が入力されているもの）は、合計で312事業であった。

そのうち307事業は国の経済対策や新型コロナウイルス対応等に伴い国費が増額となったもの、1事業は国費が県を通さず直接市町で受け入れることとなったもの、2事業は国費の充当対象事業を変更したもの、1事業は事業実施を見送ったものであり、いずれも国費受入れの事務手続きに不備はなかった。

残り1事業については、令和5年度に、国からの国費の所要額調査に対する回答を行う際の回答漏れにより、予算で見込んだ国費（1,650千円）を受入れできなかったものであり、国費受入れ不備事案に該当するものであった。<不備事案②>

② 歳入予算現額と国費確定額との乖離の理由の調査結果

歳入予算現額と国費確定額との間に乖離が生じている事業のうち、国の交付決定額との差があるもの、翌年度への事業繰越によるもの、歳出実績による不用額以外の理由であるもの（調査様式2の「差引」欄に数値が入力されているもの）は、合計で7事業であった。

そのうち5事業は、予算計上課と国費受入れ課が異なるため、調査様式上「差引」欄に数値が入力されるもの、1事業は実績に基づき翌年度に国費を受け入れたものであり、いずれも国費受入れの事務手続きに不備はなかった。

残り1事業については、平成30年度に職員が国への交付申請を失念したことにより受入れできなかった国費の令和元年度への繰越事業に対応するもの(185,814千円)であり、国費受入れ不備事案に該当するものであった。
<不備事案③(公表済)>

③ 決算額(収入済額)と国費確定額との乖離の理由の調査結果

決算額(収入済額)と国費確定額との間に乖離が生じている事業(調査様式2の「額の確定との差」欄に数値が入力されているもの)は、合計で835事業であった。

そのうち830事業については、翌年度以降に実績に基づき、国に不用額を返還するもの、または不足分について国から交付を受ける仕組みとなっているものであり、国費受入れの事務手続きに不備はなかった。

残り5事業については、令和5年度に職員が官庁会計システム(以下「アダムス」という。)による事務処理を期限までに行わなかったことにより、国費(458,554千円)を受入れできなかったものであり、国費受入れ不備事案に該当するものであった。<不備事案①(公表済)>

2 人事資料・監査結果に基づく調査結果

平成16年度から令和5年度までの人事資料、県報(監査結果)について確認したところ、平成30年度に2件、平成25年度に1件の国費受入れ不備事案が確認された。<不備事案③、④、⑤(公表済)>

3 監査委員による監査結果

県が実施した全庁調査に関し、監査委員による監査が行われ、令和6年9月4日付けて知事に対し、「監査対象機関から提出された関係書類に基づき、聞取りを中心とした監査を行った限りにおいて、適正に行われたものと認められた」との監査結果が報告された。

4 国費受入れ不備事案の内容

調査の結果、下表のとおり、国費受入れ不備事案5件（9事業）を確認し、受入れできなかった国費の合計は773,395千円であった。

番号	年度	対象の国費 【当時の担当所属】	受入れできなかった国費
①	R 5	水産物供給基盤機能保全事業 ほか4事業 【農林水産部水産課】	458,554,000円
②	R 5	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業 【健康福祉部長寿福祉課】	1,650,000円
③	R 1 H 30	水産業競争力強化施設整備緊急対策事業 【農林水産部水産課】	306,805,000円
④	H 30	子ども・子育て支援対策推進事業費補助金 【健康福祉部子ども家庭課】	6,099,000円
⑤	H 25	循環型社会形成推進交付金（指導監督交付金） 【安全環境部循環社会推進課】	287,000円
計 5件（9事業）			773,395,000円

各事案の詳細は、次頁以降に記載のとおりである。

<不備事案①>

(年度)

令和5年度

(所属)

農林水産部水産課

(対象の国費)

水産庁 水産物供給基盤機能保全事業
漁港施設機能強化事業
漁村総合整備事業
水産基盤整備調査費補助
地方創生港整備推進交付金

(県事業内容)

防波堤や護岸等の保全・強化などの漁港整備、漁業集落の排水施設の整備

(受入れできなかった国費額)

458,554,000円

(事案の内容)

- ・ アダムスによる事務処理を期限（4月末日）までに行わなかった。
- ・ 国費事務手続漏れを防止するために（令和元年度から）運用していたチェックシートに事務処理期限の記載がなく、担当者が国費の受入手続きの期限を県の出納整理期間の末日（5月末日）と誤認していた。
- ・ 担当者は令和5年5月に着任した職員と、令和6年4月に着任した職員であり、アダムスによる国費の請求事務に不慣れであった（それぞれ前年度以前は経験していない）。
- ・ 国費事務の処理期限（4月末日）を示す会計局からの事務連絡文書について所属内での共有が図られていなかった。また、上司もチェックシートの再確認を指示したのみで、期限を明確にした指示を行わなかった。

<不備事案②>

(年度)

令和5年度

(所属)

健康福祉部長寿福祉課

(対象の国費)

厚生労働省 介護報酬改定等に伴うシステム改修事業

(県事業内容)

介護保険関連システムの改修

(受入れできなかった国費額)

1,650,000円

(事案の内容)

- ・介護保険関連のシステム改修について、「(1)報酬改定分」と「(2)文書負担軽減分」の2件の改修に係る国費を予算に計上していたが、厚生労働省からの国費の所要額調査に対する回答を行う際に、「(2)文書負担軽減分」について国への回答が漏れた。
- ・担当者は、前任者から「(2)文書負担軽減分」の国費手続きについて引継ぎがされておらず、国への回答の認識がなかった。
- ・また、国の所要額調査への回答の起案内容を確認する職員は、「(2)文書負担軽減分」については、別途調査があるものと誤認するなど、確認が不十分であった。

<不備事案③>

(年度)

令和元年度、平成30年度

(所属)

農林水産部水産課

(対象の国費)

水産庁 水産業競争力強化施設整備緊急対策事業

(県事業内容)

マハタ種苗生産施設の建設

(受入れできなかった国費額)

306,805,000円

〔 令和元年度 185,814,000円
平成30年度 120,991,000円 〕

(事案の内容)

- ・本件は複数年度にわたる事業で、年度ごとに交付申請が必要であったが、事業2年目である平成30年度において、必要な交付申請手続きをしなかった。
- ・担当者は、交付申請の前段手続きである国からの配分上限額通知をもって事業を進めてよいものと誤認していた。また、他の国庫事業では事業初年度のみでの交付申請でよい事例があったため、事業初年度の平成29年度だけでなく、平成30年度にも交付申請手続きが必要であるとの認識がなかった。
- ・国費受入れ手続きについて、担当者任せになっており、所属において進捗管理の体制が不十分であった。

<不備事案④>

(年度)

平成30年度

(所属)

健康福祉部子ども家庭課（現 児童家庭課）

(対象の国費)

厚生労働省 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

(県事業内容)

子育て支援員の研修、保育士等キャリアアップ研修 等

(受入れできなかった国費額)

6,099,000円

(事案の内容)

- ・平成31年4月に国費受入れに関する担当者が交代したが、明確な引継ぎがなく、国費受入れ手続きが必要との認識がなかったため、アダムスによる事務処理を期限（4月末日）までに行わなかった。
- ・国費受入れ手続きについて、担当者任せになっており、所属において進捗管理の体制が不十分であった。

<不備事案⑤>

(年度)

平成25年度

(所属)

安全環境部（現 エネルギー環境部）循環社会推進課

(対象の国費)

循環型社会形成推進交付金（指導監督交付金）

(県事業内容)

市町の廃棄物リサイクル等に対する県の指導監督事務費

(受入れできなかった国費額)

287,000円

(事案の内容)

- ・担当者は、平成26年4月の異動により着任した中、前任者から国費の受入れ手続きに関する明確な引継ぎがなく、アダムスによる事務処理を期限（4月末日）までに行わなかった。
- ・国費受入れ手続きについて、担当者任せになっており、所属において進捗管理の体制が不十分であった。

IV 国費受入れ不備事案の発生原因と再発防止策

1 発生原因

今回確認した5件の国費受入れ不備事案は、以下の原因が重なり、発生したものと考えられる。

- (1) 国費会計事務の進捗管理が、担当者任せになっていたこと
- (2) チェックシートを作成し、国費会計事務の進捗管理を行っていた所属においても、その共有は所属限りとなっており、全庁的なチェック体制が不十分であったこと
- (3) 国費を扱う所属・職員が限られており、また、年に1～数回のみ行う事務であることから、全般的に国費会計事務に不慣れな職員が多いこと
- (4) 国費会計事務に関する留意事項の引継ぎが不十分であったこと

2 監査委員による監査結果

県が実施済および今後予定の再発防止策に関し、監査委員による監査が行われ、令和6年9月4日付けで知事に対し、「今後、このような事案が二度と発生することがないように、実効性のある再発防止策を確実に実施するよう」勧告された。

また、会計事務に携わる全ての職員の国費事務に関する理解促進、全庁的なチェック体制の構築、内部統制制度のチェックシート等の見直し、人事異動時の確実な事務引継ぎ、業務量や職場環境に応じた適切な人員配置などについて意見が提出された。

3 再発防止策

上記の発生原因に対し、監査結果を踏まえ、DXも活用した次の再発防止策をできることから速やかに実施し、全庁的に徹底する。

「1 発生原因(1)(2)」については「(1) 組織的なチェック体制の構築」により、「1 発生原因(3)(4)」については「(2) 個人の習熟度の向上」により対応するとともに、「(3) ミスを事前に防ぐ組織風土の醸成」を図る。

(1) 組織的なチェック体制の構築

① 全庁で一元的に管理するチェックシステムを構築(9月中に試行導入予定)

- ・これまで所属ごとに作成していたチェックシートを見直し、予算編成システムや財務会計システム、アダムスのデータを取り込んだチェックシステムを構築し、全庁で一元的に管理
- ・チェックシステムで業務が遅れている所属を把握し、担当者を含む所属の複数職員や各部政策推進グループの担当者に対し、システムから自動で注意喚起のメールを送信

② 体制の強化

- ・各所属において、チェックシステムの入力状況を一元的に監督する管理者を選任するとともに、所属長を含めた複数人でのチェック体制を徹底
- ・各部において、政策推進グループに部内の国費事務を総括管理する担当者を選任し、チェックシステムにより、部内の状況を確認・指導
- ・総務部財政課、会計局審査指導課に国費事務の担当者を置き、年度末の決算見込額やチェックシステムにより、全庁の状況を確認・指導

③ 確実な国費受入れのため、全庁的に早期の事務処理を徹底

- ・各所属において、早期に決算見込額を確定し、原則、国費の請求を3月下旬までに実施
- ・例年2月に審査指導課から発出している通知「年度末における国費事務の適正な執行について」を、3月末、4月中旬にも再度発出し、注意喚起
- ・年度末には、行政情報ネットワーク端末起動時に、全職員に対して、国費受入れに係る注意喚起をポップアップで表示

④ 内部統制制度の項目に国費関連のチェック項目を追加

- ・内部統制制度のリスク一覧および自己点検表に「国費事務」の項目を追加するとともに、国費事務に関する事項を全庁的な重点取組事項に加えて、各所属が確認することにより、リスクに関する意識を醸成

(2) 個人の習熟度の向上

① 国費事務の大枠、考え方を理解する研修の実施

- ・課内に国費事務を適正に執行できる職員を複数育成するため、国費事務の業務の概要、スケジュール、国費事務全体の中で担当者が実施する業務の位置付けなど、基本的な考え方を理解する研修を実施
- ・審査指導課において、アダムスに関する研修を新たに開催し、システムの入力方法などを習得
- ・階層別研修で行っている「財務会計事務研修」に国費事務を追加するとともに、会計事務ポータルでの国費事務に関する情報発信を充実し、会計事務に携わる全ての職員の国費事務に関する理解を促進

② よくある問い合わせに対応できる生成AI窓口の開設

- ・事務処理期限など、国費事務に関する職員からの質問に答えるチャットボット機能の導入
- ・AIが国費事務の具体的な業務フローや処理方法などを提示し、事務作業を支援する機能を導入

③ 引継書と口頭による丁寧な引継ぎの徹底

- ・引継ぎは、引継書と口頭の両方により行うとともに、グループリーダー等が同席して情報共有を徹底
- ・引継書には、年度当初に処理する業務、年間スケジュール、業務の懸案事項、ミス防止に関する注意点などを記載

(3) ミスを事前に防ぐ組織風土の醸成

① コンプライアンス推進会議における庁内の情報共有

- ・毎年開催しているコンプライアンス推進会議において、近年の会計事務の注意点や過去の事案も含めた情報共有と注意喚起を実施

② 声掛け、相談しやすい職場環境の構築

- ・管理職等は、日頃から部下とコミュニケーションを取り、業務の進捗状況を確認できるように、マネジメント研修や1on1ミーティングを通して、風通しの良い職場環境づくりを推進
- ・毎年実施している組織および定員管理において、各所属の業務量や職場環境に応じた適切な人員配置を実施

<調査様式> ※ 報告例

調査様式1

令和5年度 歳入(国庫支出金)決算調

所属名 _____

(単位:円)

事業名 (歳出ユニット)	前年度繰越 (歳入)	当初 (歳入)	補正(歳入)							歳入 予算 現額 ⑩	
			6月、9月、12月補正			補正額 計	2月補正 補正理由				
			500 9月				うち交付決定 額による増減	うち実績によ る増減	差引		差引がゼロ以外の場合はその理由
A事業	0	1,000	500			△ 300	△ 300		0		1,200
B事業	100	500				100	200	△ 100	0		700
C事業	0	2,000				1,000			1,000	国の経済対策に伴う補正	3,000
D事業	0	10,000	1,000 6月	3,000 9月		5,000			5,000	新型コロナウイルス対応に伴う補正	19,000
E事業	0	3,000				△ 3,000			△ 3,000	国から市町への直接補助に制度変更	0
F事業 不備事案	0	5,000				△ 2,000			△ 2,000	国所要額調査に対する回答漏れ	3,000
									0		0
									0		0
									0		0
									0		0
	100	21,500	1,500	3,000	0	800	△ 100	△ 100	1,000		26,900

調査様式2

令和5年度 歳入(国庫支出金)決算調

所属名 _____

(単位:円)

事業名 (歳出ユニット)	歳入 予算 現額 ①	国庫支出金 最終額(交付額確定通知書)						収入済額		
		②	③-②	うち交付決定額 との差	うち繰越財源	うち歳出実績 に伴う不用額	差引	合計 ④	額の確定との差 ⑤-④	備考
G事業	1,000	500	500	500			0	500	0	
H事業	5,000	3,000	2,000		2,000		0	3,000	0	
I事業	3,000	0	3,000				3,000	0	0	予算計上課と国費受入課が異なる
J事業 不備事案	2,500	0	2,500				2,500	0	0	国交付申請漏れ
K事業	1,500	1,000	500			500	0	500	500	翌年度に精算交付
L事業 不備事案	2,000	2,000	0				0	0	2,000	官庁会計システムによる事務処理漏れ
							0		0	
							0		0	
							0		0	
							0		0	
	15,000	6,500	8,500	500	2,000	500	5,500	4,000	2,500	